

電源開発株式会社「(仮称) 輪島ウィンドファーム事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和元年8月20日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 輪島ウィンドファーム事業環境影響評価方法書について、電源開発株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、石川県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：石川県輪島市
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大90,300kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年	5月21日
環境大臣意見受理	平成30年	7月20日
経済産業大臣意見発出	平成30年	8月15日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成31年	3月1日
住民意見の概要等受理	平成31年	5月8日
石川県知事意見受理	令和元年	8月6日
経済産業大臣勧告発出	令和元年	8月20日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内、常泉
電話03-3501-1742（直通）

電源開発株式会社「(仮称) 輪島ウィンドファーム事業環境影響評価方法書」に対する
勧告内容

動物、植物の調査については、対象事業実施区域及びその周辺を網羅した調査地点と踏査ルートを設定すること。また、改変区域が決定した際には、その周辺を含め、動物及び植物の調査を適切に行うこと。